

「都市計画道路長束八木線及び長束線の計画変更」について（よくある質問と本市の考え方）

1 長束八木線及び長束線における計画変更後の都市計画道路の区域が知りたい。

- 別添の説明会資料「[都市計画道路の区域変更案](#)」をご参照下さい。

2 長束八木線及び長束線における計画変更後の道路構造が知りたい。

- 長束八木線及び長束線の道路構造案については以下の通りです。

【一般部】

- ・道路規格 第4種第1級
- ・設計速度 50km/h
- ・車線数 4車線
- ・標準幅員 22.0m

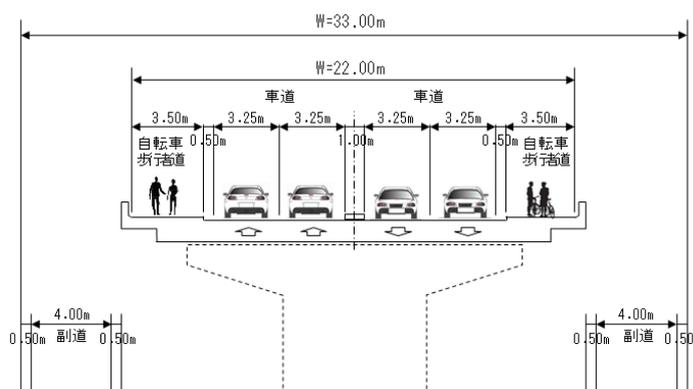


【J R可部線との交差部】

- ・構造形式 高架（オーバースタック）
- ・橋長 約250m
- ・縦断勾配 7%
- ・車線数 4車線^{※1}
- ・標準幅員 22.0m^{※2}

※1 高架区間の平面部には、沿道利用の観点から、両側に副道を設けます。

※2 高架区間の標準幅員は、平面部の副道等を含めると、33.0mです。



標準断面図(J R可部線との交差部)

3 騒音などの環境面でどのような影響が想定されるのか。

- 長束線とJ R可部線の交差部を高架構造とすることにより、道路の工事中及び道路供用後に周辺の地域に与える環境面の影響として騒音や振動、粉塵、日照障害が想定されるため、現在、これらに関する予測調査を行っているところです。

4 長束八木線及び長束線にはどのような整備効果が期待できるのか。

- 長束地区における慢性的な交通混雑の緩和や交通安全の向上などが期待できると考えています。

5 既にこの区間の都市計画変更は行っているのか。

- 現時点（令和6年1月時点）では、まだ都市計画変更を行っていません。都市計画変更は、地権者など地元関係者の皆様への説明等の手続きを行った後、都市計画審議会での審議を経て行われます。

6 開通までのスケジュールを教えてください。

- 現在、令和6年度に開催を予定している都市計画変更に関する地区全体の地元説明会に向けた準備を進めているところであり、順調に進んだ場合、令和6年度～令和7年度に都市計画変更を行うことができると考えています。
- 都市計画変更が完了した後、現況調査や道路の設計を行うこととなりますが、これらの着手時期は、現在事業を進めている他の都市計画道路の多くが完成する見込みの令和10年度頃以降になると考えています。

- なお、整備区間の延長が長いため、具体的にどの箇所から用地買収や工事を進めるのかといったことについては、整備に着手する時点での周辺の道路状況や地域の交通状況等を踏まえながら判断することとしています。
- 都市計画変更から開通までの流れについては、別添の説明会資料「[都市計画道路長束八木線及び長束線の計画見直しについて](#)」の4ページ目「5. 今後の進め方」をご参照ください。

7 都市計画変更には、地元関係者の了承が何割必要なのか。

- 制度上、地権者などの地元関係者の方からどの程度の了承が必要となるかなどといった規定はありませんが、丁寧に説明しご理解を得ていきたいと考えています。

8 土地や建物について、買収範囲や補償金額はどのようにして決めるのか。

- 現在は都市計画道路の区域の目安をお示ししたところであり、土地の買収範囲（道路として必要な区域）は、土地の測量や道路の詳細な設計を行った後に決定することになります。
- 用地買収等については、原則として、都市計画道路の区域内（道路として必要な区域内）を対象に行うものであり、その補償金額等は、土地の測量や物件等の調査を行った後、本市が定める補償基準に基づいて算定します。

9 補償にはどのような内容があるのか。

- 補償には、土地の補償、建物や工作物、立木などの物件の移転に伴う損失補償等があります。

10 土地が都市計画道路の区域内にかかっている場合は、必ず立ち退かなければならないのか。

- 早期の事業実現のため、任意の契約により土地の提供や建物等の移転をお願いすることになります。制度上、事業着手後は土地の収用が可能となりますが、事業の必要性をご理解いただき、ご協力していただけるよう、十分説明を尽くして参りたいと考えています。

11 立ち退きをする際、市が転居先や移転先を探してくれるのか。

- 建物の移転先となる土地や転居先については、個々の皆様方で異なる意向や事情等があるため、ご自身でお探しいただきますようお願いしています。

12 長束八木線の一部区間について計画の廃止が決定した場合、長期間にわたり建築制限がかかり続けた地権者に対して補償はあるのか。

- 都市計画道路の区域内での建築については、将来、事業を円滑に推進していくため、都市計画法第53条の規定に基づき一定の建築制限を行っています。
- 都市計画道路の区域内では、3階建てまで^{*}の除却可能な構造であれば建築が可能とするなど、一定の私権を認めているため、建築制限に伴う補償はありません。なお、都市計画変更の手続きについては、地元関係者のご理解を得ながら手続きを進めていきたいと考えています。
※平成20年（2008年）より、都市計画道路の区域内における建築の許可基準が緩和されました。詳細は広島市ホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/129/6531.html>)をご参照下さい。

13 国道183号の南向き車線の3車線化や長束八木線の4工区など長束地区周辺の道路整備の状況を教えてほしい。

- 国道183号については、西原一丁目交差点から大宮三丁目交差点までの区間の南向き車線の3車線化を進めています。

- 当該区間は、段階的に整備を行うこととしており、主要な渋滞箇所となっている西原一丁目交差点から長束二丁目交差点までの延長約150m区間（I期区間）の整備に取り組んでいるところであり、令和8年度頃の完成を目指しています。
- 残る区間の完成時期については、現時点で未定ですが、I期区間完成後は、段階的に南へ向けて工区を移し整備を進める計画であり、長束線が国道183号に接続するまでには、大宮三丁目交差点までの3車線化を完了させるよう考えています。
※国道183号の南向き車線の3車線化を含む、祇園・西原・山本地区の渋滞対策については、広島市ホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/152/278447.html>) をご参照下さい。
- また、長束八木線の4工区（祇園八丁目～大町西一丁目）については、令和10年度頃の完成を目指し整備を進めているところです。